

柏原市教育委員会所管施設に係る低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物
(特別管理産業廃棄物)収集運搬及び処分業務 特記仕様書

1. 目的

本業務は、柏原市教育委員会所管の各施設において保管している低濃度ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）を含有する機器の収集運搬及び処分を行うことが目的である。

本業務においてPCB含有機器等を全て適正かつ確実に処理する。

2. 業務概要

下記（１）～（５）について行う。

- （１）PCB含有機器等の保管場所からの積込みと、中間処理施設への運搬・積下ろし作業（収集運搬作業）
- （２）PCB含有機器等の無害化处理（中間処理）
- （３）廃棄物の最終処分（中間処理施設の責任で実施）
- （４）柏原市（以下「発注者」という。）指定書類の作成及び提出
- （５）その他上記作業に付随して必要となる業務

3. 業務場所

施設	住所	所管部署
柏原市立体育館	柏原市玉手町２５番８０号	スポーツ推進課
柏原市立公民館本館	柏原市上市４丁目１番２７号	公民館

各施設の詳細な保管場所については「9. 保管場所について」を参照。

4. 履行期間

契約締結日の翌日から令和９年３月３１日（水）まで

5. 収集運搬作業の時間

作業日時は以下のとおりとする。ただし、作業日時が具体的に決まっていない施設や受注者が作業日時での対応が困難な場合、各施設の監督職員と受注者が協議を行い、作業日時を変更することは可とする。

施設	作業日時
柏原市立体育館	令和８年１２月２３日（水）から令和８年１２月２５日（金）の間の１日 ９時から１７時まで

柏原市立公民館本館	1 2 月 中
-----------	---------

6. 法令等について

本業務を遂行するにあたっては、下記の関係法令やガイドラインを遵守して実施すること。

- ・廃棄物処理法
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)
- ・低濃度PCB廃棄物 収集・運搬ガイドライン(令和元年12月)(環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課)
- ・低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドライン(焼却処理編)(令和6年10月改訂)(環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課)
- ・微量PCB汚染廃電気機器等の処理に関するガイドライン(洗浄処理編)(平成28年9月改訂)(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)

7. 契約・費用支払いについて

本業務は廃棄物処理法の規定に従い、収集運搬業務と処分業務についてそれぞれ契約を締結する。契約書には収集運搬業務と処分業務の費用をそれぞれ記載する。受注者と処分業務の実施者が異なる場合は、収集運搬業者及び処分業者間で交わした業務提携書にて取り決めた代表業者に市は収集運搬業務と処分業務の費用の総額を支払う。また、本業務は「3. 業務場所」記載のとおり複数部署が共同で実施することから、受注者が各部署への請求金額の確定とその金額に基づく請求書を作成し、本業務の主担当者(スポーツ推進課)宛に一括して送付すること。

8. 対象となるPCB含有機器等について

別紙「低濃度PCB廃棄物処分対象リスト」のとおり。分析結果の報告書も参照すること。

なお、分析結果がない分については未実施であるが、メーカーのWebサイト等による情報提供を基に低濃度PCB廃棄物とみなして処理する。

9. 保管場所について

別紙2「位置図・保管場所等」のとおり。

10. 収集運搬作業についての注意事項

- (1) 無害化処理施設へ搬入するために必要な容器類(容器本体、緩衝材、漏液防止材、必要数量等)については、受注者にてそれぞれ準備し、P C B 含有機器等の容器への格納作業及び収集運搬車両への積込作業を実施すること。
- (2) 作業時には、建物、職員、来庁者等に損害を与えることのないよう、養生・安全対策を十分に講ずること。
- (3) 作業において足場及び安全策等が必要な場合は適切に対応し、その費用を負担すること。
- (4) 作業については、P C B 汚染物質が周囲に飛散しないよう細心の注意を払い実施すること。
- (5) 業務責任者および運搬作業従事者は、P C B 廃棄物の収集運搬業作業従事者講習を修了していること。
- (6) 収集運搬作業にあたり、事前に現場調査を行うなど、事故防止に努めること。

11. 収集運搬作業において事故、外部へ液漏れ等が発生した際の責任区分及び措置

作業及び運搬中に事故、外部へ液漏れ等が発生した際には、下記の責任区分により処置に係る費用負担を含め適切な措置を行う。下記にあてはまらない場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

- (1) 発注者の責任となる場合
 - 受注者が作業に着手するまでの間に事故、外部へ液漏れが発生した場合
- (2) 受注者の責任となる場合
 - ①作業、輸送中及び受注者の施設内において、事故、外部へ液漏れが発生した場合
 - ②受注者の作業が起因による外部へ液漏れ等が発生した場合
 - ③作業に伴う故意・過失により発注者敷地内造営物等を破損した場合

12. 液漏れ等に対応するために新たに発生したP C B 廃棄物の取扱い

液漏れ等に対応するため、新たにP C B 廃棄物(汚染されたウエス、汚染されて廃棄物となる容器等)が発生した場合は、本特記仕様書 11 に示す責任区分に従い、発注者又は受注者それぞれが保管及び処理の一切の責任を負うものとする。

液漏れ等の原因が発注者又は受注者いずれの責に帰するものかが特定できない場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

13. 提出書類

- (1) 受注者は、契約締結に際して、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証や廃棄物処理法第15条の4の4第1項の規定による認定証など、廃棄物処理法等に規定する契約書に添付すべき書類を提出すること。

(2) 受注者は、契約締結後に次のとおり関係書類を提出するものとする。

提出書類	提出時期	市指定様式
着手届	着手の日までに	あり
責任者届	契約締結後 7 日以内	あり
従事者届	契約締結後 7 日以内	あり
工程表	契約締結後 14 日以内	あり
内訳明細書	契約締結後 14 日以内	あり ※別途任意様式の明細が必要
暴力団排除条例に基づく誓約書	契約締結時 ※契約金額(税込)が 500 万円以上の場合	あり
P C B 廃棄物の収集運搬業作業従事者講習終了証	契約締結後	なし
マニフェスト ※必要事項は発注者で記入し、受注者に引渡します。	契約締結後 業務終了後は各票	なし
完了通知書	業務終了後	あり
引渡書	検査完了後	あり
業務完了報告書	業務終了後	なし ※マニフェストで代用可

(3) その他、本業務に係る関係官公署等への一切の手続きは、受注者にて実施すること。手続きに係る諸費用等の負担についても受注者がその一切を負担するものとする。提出を行った書類の控え(写し)は、発注者に提出すること。

14. 再委託について

原則、再委託は禁止とする。ただし、廃棄物処理法第 14 条第 16 項の規定により、運搬車の故障や処理施設の休止などでやむなく再委託が必要となる場合に備え、あらかじめ緊急時の再委託先を選定することは妨げない。その場合は、同条に規定する書類をあらかじめ受注者にて用意し、発注者に提出し、業務開始前に承認を受けること。

15. その他

- (1) この契約に関連して業務上知り得た相手方の機密等を第三者に漏洩してはならない。
- (2) この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と協議し決定するものとする。
- (3) 発注者が協議を申入れた際は、受注者は誠意をもって対応しなければならない。

以上